

各

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長

 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

「重度身体障害者に対する日常生活用具の給付及び貸与について」の
一部改正について

標記については、平成12年3月31日障第267号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「重度身体障害者に対する日常生活用具の給付及び貸与について」により実施されているところであるが、今般、同通知の一部を下記のとおり改正し、平成15年4月1日から適用することとしたので、本事業の円滑な実施及び関係市町村に対する本事業の趣旨の徹底について特段の御配慮をお願いします。

記

- 1 別表の盲人用タイムスイッチ及び盲人用秤の項を削る。
- 2 別表の点字ディスプレイの項の次に次のように加える。

視覚障害者 用活字文書 読上げ装置	視覚障害2級以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの。
-------------------------	----------	--

3

別表中	文字放送デ コーダー	聴覚障害者のうち、必要と認め られる者	障害者が容易に使用し得るもの。	を
-----	---------------	------------------------	-----------------	---

聴覚障害者 用情報受信 装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの。
----------------------	-------------------------------	--

に改める。

- 4 別表の携帯用会話補助装置の項障害及び程度の欄中「音声言語機能障害者」を「音声機能若しくは言語機能障害者」に改める。
- 5 別表のファックスの項障害及び程度の欄中「、音声・言語機能障害」を「音声機能若しくは言語機能障害」に改める。